

建築・住宅～大河原土木かわら版～

発行 宮城県大河原土木事務所建築班
〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1
電話 0224-53-3918 FAX 0224-53-8090
E-mail okdbkkt@pref.miyagi.jp
URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-doboku/>

-
- 大規模空間を持つ建築物の吊り天井の脱落対策について
 - 一級建築士の懲戒処分について
-

○大規模空間を持つ建築物の吊り天井の脱落対策について<国土交通省 建築指導課>

今年7月に静岡県立富士水泳場及び横須賀市立北体育館屋内プールで、天井材の落下が相次いで発生しました。

静岡県立富士水泳場

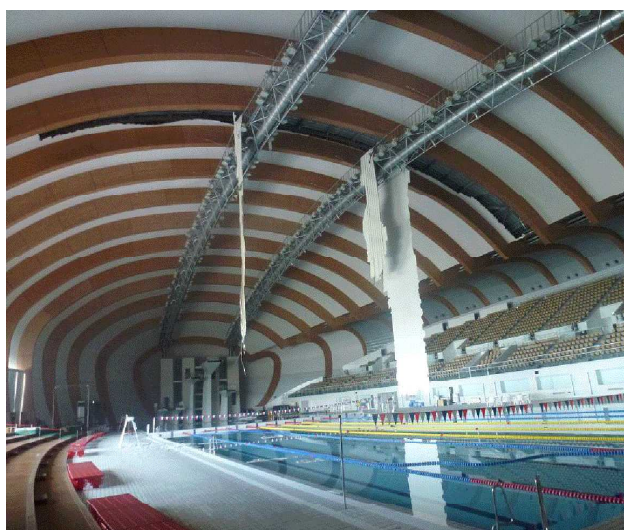
<事故の概要>

- 発生：7月14日19時頃～15日7時頃（推定）
被害：天井材脱落 300㎡（5m×60m）
特徴：
 - ・野縁と野縁受けを接合するクリップの外れにより、天井板と野縁が一体で脱落している。
 - ・天井材が脱落した箇所以外でもクリップの外れにより、天井面の垂れ下がりがある。
 - ・脱落が生じた近傍の天井下地材や天井板には顕著な劣化は認められない。

<現段階で想定される原因>

クリップが広い範囲にわたって外れていることから、外力（地震と想定される）によりクリップが外れ、その後、クリップが天井の重さに耐えきれずに外れて脱落したものと考えられる。

*当該施設のある地域については、建設後震度5強の地震が観測されている。



天井脱落状況



天井内クリップの外れ

横須賀市立北体育館屋内プール

- 〈被害の概要〉 発 生：7月27日15時10分
被 害：天井立ち上がり部分の天井板（590mm×800mm）5枚
特 徴：
・天井立ち上がり部の下側の枠と下地の骨組みを留めるリベットが欠落している。また上側の枠と下地の骨組みを留めるリベットが欠落している。
・天井立ち上がり部分の端部が垂れ下がり、立ち上がり部分の天井板が脱落している。
・天井パネルが脱落した箇所以外の端部でもリベットの外れがあり、わずかに垂れ下がりが見られる。

〈現段階で想定される原因〉

天井面の段差部分で地震の影響等により、応力集中が生じて接合部が破損し、天井板の脱落に至ったと推測される。接合部が破損した原因については横須賀市において調査中である。

* 当該施設のある地域については、建設後震度4の地震が観測されている。



天井立ち上がり部脱落状況



骨組み留め付けリベットの抜け

これらの事案については、現在、詳細な原因を調査中ですが、現時点においては、地震の影響等により、天井下地材同士を接合するクリップ等が外れ、その後、天井板等の脱落に至ったものと推測されるとのことです。

この事故を受け、国土交通省では、大規模空間を持つ建築物の吊り天井について安全確保を図るため、当面、次の建築物の部分について、安全点検等の必要な対策をとることを求めています。

対象となる建築物の部分

建築物の大規模空間となっている部分のうち、吊り天井が設置されているもので、建築物の建設後、震度4以上の地震が観測されたもの

※ 大規模空間とは、天井高6m超の部分が面積200㎡超ある空間をいう。

※ 具体的な施設・空間としては次のようなものが考えられる。

屋内プール、体育館、劇場、音楽ホール、映画館、エントランスホール、待合ロビー、講堂、展示場、宴会場 等

必要と考えられる対策

- ① 天井面のゆがみや垂れ下がりの有無を目視等により点検するとともに、点検口等から天井裏を目視し、クリップ等の天井材の外れ等が生じていないかの点検を実施すること。
- ② 点検の結果、クリップ等の天井材の外れ等の異常が発見され、天井の脱落のおそれがあると考えられる場合には、天井下の立入を制限するなどの安全対策、所要の天井落下防止措置等の実施を行うこと。

(注) 天井の脱落防止対策については、改正後の建築基準法施行令に基づく新たな天井の基準を参考とすることができます。

〇一級建築士の懲戒処分について〈国土交通省 建築指導課〉

国土交通省において、一級建築士 32 名に対する懲戒処分に関し、去る 9 月 4 日に開催された中央建築士審査会の同意を得て、同日付けで処分した旨、公表しました。

処分の内容は、免許取消 3 名、業務停止 6～10 ヶ月 4 名、業務停止 4 ヶ月以下 25 名で、処分の原因となった行為としては、名義貸し、名義借り、無登録での建築設計業、構造耐力上の不適切な設計、虚偽の確認申請や中間検査申請、建築士法による各種書面の未交付などです。

主な処分内容

- 1 処分：免許取消
行為：・複数の建築物について、一級建築士として、建築確認申請の代理、設計又は工事監理の業務を行う意志がないにもかかわらず、自己の一級建築士としての名義を、建築確認申請書における申請代理者、設計者又は工事監理者として記載することを許す名義貸しを行った。
- 2 処分：免許取消
行為：・複数の建築物、工作物及び内装設備工事について、一級建築士として、建築士法第 23 条の 10 第 1 項の規定に違反し、建築士事務所の登録を受けず、他人の求めに応じ報酬を得て、確認申請の代理、設計、工事監理を、内装設備工事の設計、工事監理を業として行った。
・死亡した建築士の名義を借用し、設計図書に設計者として記載する名義借りをを行った。
- 3 処分：免許取消
行為：・構造計算書の設計者として関わった複数の建築物の構造計算について、再現構造計算をしたところ、地震用重量や偏心率が大きく異なっていて、当該建築物に係る構造計算書の入力データと出力結果が整合しておらず、建築確認審査において建築物の構造耐力上の安全性を確認することのできない不適切な設計を行った。
- 4 処分：業務停止 10 ヶ月
行為：・建築確認申請の代理者として、確認申請手続きを行わずに虚偽の確認済証を作成して、その写しを建築主及び施工者に渡すとともに、工事着工後であったにもかかわらず、工事着手前に偽った虚偽の確認申請を行った。
・工事監理者として、建築基準法第 12 条第 5 項により提出を求めた報告書について、虚偽の報告を行った。
・その他、多数の不適切な行為を行った。

- 5 処分：業務停止 9 ヶ月
行為：
 - ・建築物の設計者として、建築基準法第 4 3 条第 1 項（敷地の接道）に違反する設計を行った。
 - ・また、建築士事務所の登録期間が満了しているにもかかわらず、建築士法第 2 3 条第 3 項の規定に違反し、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て設計業務を業として行った。
 - ・一級建築士として、建築士法第 2 4 条の 7 第 1 項の規定による建築主に対する書面の交付及び説明、同法第 2 4 条の 8 第 1 項の規定による設計業務委託者に対する書面の交付を行わなかった。
- 6 処分：業務停止 6 ヶ月
行為：
 - ・施工者として、建築基準法第 6 条第 1 項による確認済証の交付を受けずに建築工事を行った。また、工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。
 - ・建築士事務所の開設者として、建築士法第 2 4 条の 7 第 1 項の規定に違反し、建築主に対して設計受託契約又は工事監理受託契約の内容、その履行に関する契約の内容及び書面の交付を行わなかった。
 - ・同法第 2 4 条の 8 第 1 項の規定に違反し、設計又は工事監理業務の委託者に対して業務委託等に関する事項を記載した書面を交付しなかった。
- 7 処分：業務停止 6 ヶ月
行為：
 - ・工作物（遊戯施設）の設計者として、建築基準法施行令第 1 4 4 条第 1 項第 3 号イの規定によりシートベルト等及び手すり等を設けなければならないにもかかわらず、手すり等を設置していない設計を行った。
 - ・工事監理者として、工作物の工事が設計図書のとおりに行われていないにもかかわらず、その旨を建築主に報告しなかった。

そのほかの処分及び等の詳細については、国土交通省ホームページを参照ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000427.html

～ お知らせ ～

[大河原土木事務所建築班のホームページ](#)をご覧ください。
かわら版のバックナンバーや各種情報を掲載しています。

大河原土木 建築班

検索